

社会福祉法人真心福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人真心福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第二条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- ① 常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、また賞与及び退職慰労金を支給する。
- ② 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給できるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第三条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報酬については、別表第1に定める額
- ② 賞与については、別表第2に定める額
- ③ 退職慰労金については、別表第3に定める額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第四条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報酬については、別表第4に定める額
- ② 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第五条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第六条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- ① 報酬については、毎月、職員給与規程に準じた日に支給する。

- ②賞与については、毎年、職員給与規程に準じた日に支給する。
- ③退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後12か月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第七条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第八条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、つぎの通り端数処理を行う。

- ①50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- ②50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第九条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第一〇条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第一一条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 125 万円

別表第2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	支給しない
12月の賞与	支給しない

別表第3（常勤役員等の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×3分の2

※上記在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

①評議員

	日額
評議員会ほか、法人及び施設業務のための出勤 （2時間以内）	6,000 円
評議員会ほか、法人及び施設業務のための出勤 （4時間以内）	12,000 円

②理事

	日額
理事会ほか、法人及び施設業務のための出勤（2 時間以内）	6,000 円
理事会ほか、法人及び施設業務のための出勤（4 時間以内）	12,000 円

③監事

	日額
監事監査ほか、法人及び施設業務のための出勤 （2時間以内）	6,000 円
監事監査ほか、法人及び施設業務のための出勤 （4時間以内）	12,000 円